【12】平成10年度試行的事業における主な指摘事項とその対応について(案)

1.訪問調査について

主な指摘事項	対応
一回の調査では不十分である	・原則は一回となっているが、必要がある場合には複数回の調査が可能な規
	定になっている趣旨の周知徹底
異なった職種の2名で調査を行なうべきである	・原則は1名となっているが、必要がある場合には複数名の調査が可能な規定
	になっている趣旨の周知徹底
基本調査及び特記事項の調査マニュアルを充実	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた記入要綱等の改訂
させるべきである	
訪問調査員の研修を充実させるべきだ	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた研修の充実
在宅と施設で異なる調査票を用いるべきだ	・同一の調査票を用いることとしている

2 . 一次判定について

主な指摘事項	考えられる原因	平成11年度対応(案)
9年度から継続している対象者の	・要介護認定基準を見直すと同時に、必要性に応じた	・要介護認定基準等に関する考え方の
要介護度が10年度では低下する	適切なサービス量が利用できるよう要介護度別のサー	普及啓発
場合が あること	ビス利用事例を変更したため	
より重症と考えられる者の要介護	・重症度と介護に要する時間とに乖離がみられる場合	・要介護認定基準等に関する考え方の
度が軽症の者より低く出る場合が	があるため(「一部介助」が「全介助」より実際に介護の	普及啓発
あること(例:一つの調査項目につ	手間がかかっている場合等があるため)	・状態像を加味した推計方法の導入
いて、全介助よりも一部介助の方		
が要介護度が重くなる場合があ		
る)		
	・心身の状況に関する調査項目を階層的に利用して要	
	介護時間を推計しており、個別の調査結果の変動が要	ある中間評価項目を用いた推計
	介護度に大きな影響を持つ場合があるため	
	・影響が少ない項目については評価の対象に含まれ	
護度が変化しない場合があること		ある中間評価項目を用いた推計
	・要介護度は介護に要する時間を推計して判定してお	
あること	じ、状態像はその例にすぎず、他にもさまざまな状態像	
	が同一の要介護度に含まれるため	・状態像を加味した推計方法の導入
	・「1分間タイムスタディ」 のデータを見直して痴呆の程度	
り高くなる場合があること	10 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	周知徹底
	・間接生活介助」+「機能訓練関連行為」に関する要介	
	護時間に基づき要支援の分類を行っているため、要介	
があること	護認定基準時間の合計時間では「要支援」の者より長	
	くても「自立」とされる場合がある	づく基準を併用することを検討
	・「1分間タイムスタディ」 において、 「特別な医療」 につい	
	ての心身の状況が得られていないために、推計上の誤	法について検討
場合があること	差が発生する場合があるため	
	・あり得ない結果の組み合わせ例については「再調	
由がわからないこと	査」と判定することとしているが、その理由を提示する	
	ようにはなっていないため	たりゆうを提示

3. 主治医意見書について

主な指摘事項	対応
記入マニュアルを充実させるべきである	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた記入要綱等の改訂
意見書が迅速に入手できる仕組みが必要である	・調査の流れの弾力化の検討

4.審査判定について

主な指摘事項	対応
一次判定のコンピュータソフトを公開すべきである	・内容確定次第、その内容を公開
審査判定結果をわかりやすく被保険者に説明で	・審査判定に関する考え方等の資料の提供
きるような資料を示すべきである	
審査会委員に対する研修を充実させるべきである	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた研修の充実
要介護状態区分変更事例集によって審査判定が	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた事例集の充実
形骸化される恐れがあるのではないか	・事例に該当しない場合は審査会の裁量に委ねられている趣旨の周知徹底